# 情報通信行政·郵政行政審議会 電気通信事業部会(第45回)議事録

### 第1 開催日時及び場所

平成25年5月7日(火) 16:38~17:04

於、第一特別会議室

# 第2 出席した委員(敬称略)

東海 幹夫(部会長)、酒井 善則(部会長代理)、川濵 昇、関口 博正、 長田 三紀、宮本 勝浩

(以上6名)

#### 第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣 (総合通信基盤局長)、安藤 友裕 (電気通信事業部長)、安藤 英作 (総合通信基盤局総務課長)、吉田 博史 (事業政策課長)、柴崎 哲也 (事業政策課企画官)、吉田 宏平 (事業政策課調査官)、二宮 清治 (料金サービス課長)、海野 敦史 (料金サービス課企画官)、森下 信 (番号企画室長) 日下 隆 (情報流通行政局総務課課長補佐 (事務局))

#### 第4 議題

- 1 部会長の選任及び部会長代理の指名について
- 2 委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について
- 3 諮問事項
- (1) 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3056号】
- (2)接続料規則の一部改正について【諮問第3057号】

# 開 会

○日下情報流通行政局総務課課長補佐 それでは、お待たせいたしました。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会、電気通信事業部会、第45回を開催いたします。

4月18日に任命されましてから、初めての会合でございますので、部会長が選任されますまでの間、事務局におきまして議事の進行を務めさせていただきます。

本日は委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず、部会長の選任をお願いしたいと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第 6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選任する旨を定めていますが、ど なたかご推薦等ございますでしょうか。

長田委員、お願いいたします。

- ○長田委員 東海委員を、部会長として推薦したいと思います。東海委員は前期の当審議会の電気通信事業部会の委員をされておりましたし、また以前には、情報通信審議会の委員もされていて、情報通信行政に造詣が非常に深く、適任と考えております。
- 〇日下情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。

ただいま、長田委員から東海委員を部会長にとのご推薦がありましたが、いかがでございますでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

○日下情報流通行政局総務課課長補佐 東海委員、よろしいでしょうか。

それでは、東海委員を部会長に選任することとしまして、この後の議事は東海部会長 にお願いしたいと思います。

部会長、部会長席へお移りいただき、進行をお願いいたします。

#### (東海部会長、部会長席へ)

○東海部会長 ただいま、部会長に選任されました東海でございます。一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

もう委員の方々、皆様は各ご専門のプロばかりでいらっしゃいますので、いろいろなことをご承知でいらっしゃいますが、電気通信事業の分野は、いわゆるPSTNからIP網へというマイグレーションでしょうか、この問題についてさまざまな進展が進んで

いるところでございます。そのような中で、電気通信事業部会といたしましては、接続料の問題、さらにはユニバーサルサービスの問題などについて検討していくべき課題が 山積していると考えているところでございます。引き続き、効率的かつ迅速に審議を進めるよう努めてまいりたいと思います。委員の皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、私が部会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする、部会長代理を決めておきたいと思います。部会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第6条第5項に規定により、部会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきたいと思います。部会長代理には、技術的な観点も含めて幅広く見識をお持ちでいらっしゃいます、酒井委員にお願いしたいと思いますが、酒井委員、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。それでは酒井委員、部会長代理席にお移りいただきたいと思います。

## (酒井部会長代理、部会長代理席へ)

- ○東海部会長 一言、ご挨拶をいただければありがたいです。
- ○酒井部会長代理 酒井でございます。東海部会長とはいろいろな委員会で、かなり主 査、主査代理という形で長年やっておりますので、引き続き同じような感じでやらせて いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○東海部会長 ありがとうございました。

次に、部会の下にございます委員会の構成員と、主査の指名を行いたいと思います。 委員会の構成につきましては、委員就任の内諾をいただく際、事務局から就任の件とあ わせて、ご相談させていただいていると聞いております。

それでは各委員会の名簿配付をお願いいたします。

(部会所属一覧を配付)

○東海部会長 お手元に行き渡りましたでしょうか。

ありがとうございます。

私としては、この案のような形で所属いただきたいと思いますが、ご了承いただけま すでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○東海部会長 ありがとうございます。では、一覧のとおり指名いたしますので、今後の委員会の運営をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事を進めてまいりたいと思います。本日は諮問事項2件でございます。

まず、諮問3056号、電気通信事業法施行規則の一部改正について、審議をいたします。

総務省から、ご説明お願いいたします。

○海野料金サービス課企画官 それでは資料 4 5 − 1 に基づきまして、電気通信事業法 施行規則の一部改正について、説明申し上げます。本件は、基礎的電気通信役務の対象 となる、加入電話に相当する光 I P電話に新たな類型を追加するというものでございます。

まず表紙及び諮問書をおめくりいただきまして、2ページ、「電気通信事業法施行規 則の一部を改正する省令案について」という表題のページをごらんください。改正の背 景について説明申し上げます。

(1) の部分に記述しておりますとおり、電気通信事業法では、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、所要の規律が設けられておりますが、 具体的な基礎的電気通信役務の対象につきましては、総務省令で定めることとされておりまして、これが電気通信事業法施行規則14条に規定されております。従前は、この基礎的電気通信役務の対象につきましては、加入電話、第一種公衆電話、緊急通報とされておりました。

しかしながら、(2)の部分に示しておりますとおり、平成22年12月の「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」についての情報通信審議会答申におきまして、メタルの加入電話の提供義務が光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することを考慮いたしまして、基礎的電気通信役務の対象に、加入電話に相当する光IP電話を追加することが提言されました。

この提言を受けまして、平成23年4月に電気通信事業法施行規則等の一部改正が行われまして、基本料金の額が、適格電気通信事業者たるNTT東西の提供する加入電話の月額住宅用基本料金の最高額を超えない0ABJ番号の光IP電話等のうち、加入電話を提供する事業者により提供されるものが、加入電話に相当する光IP電話として、

基礎的電気通信役務の対象に追加されました。現在、この月額住宅用基本料金の最高額は1,700円でございますので、月額基本料金が1,700円以下で提供されるものが、その対象となり得ることになります。

(3) の部分に記述しておりますとおり、平成23年に改正されました省令の附則におきましては、加入電話に相当する光IP電話について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ、検討を加え、必要な見直しを行う旨が規定されております。平成23年の省令改正から約2年が経過しましたこれまでの間における光IP電話を取り巻く状況を見ますと、例えば加入光ファイバの接続料が低廉しているといったことですとか、あるいは0ABJ番号のIP電話の契約数が昨年末時点でその2年前と比べて約37%増の約2,326万にまで及ぶなど、増加基調にあるといったこと、また東日本大震災の復興エリアにおいては、加入者回線を含む通信インフラを整備する必要があることなど、さまざまな変化が生じていると言えます。

このような状況の変化を踏まえますと、基礎的電気通信役務としての加入電話相当の 光 I P電話の料金水準に関する要件をより多様化することで、法令上の規律が光ファイ バ網の整備を事実上抑制するといったことがないようにすることが期待されていると考 えられます。

(4) の部分に記述しておりますとおり、今般、諮問させていただきます省令改正は、こうした平成22年の答申時点以来の状況の変化を踏まえまして、基礎的電気通信役務の対象となる、加入電話相当の光IP電話に関する新たな類型を追加することをその主な内容とするものでございます。

続きまして、その次の3ページの「改正の内容」という部分をごらんください。改正の内容、すなわち、どのような光IP電話を加入電話に相当するものとして、基礎的電気通信役務に追加するのかということにつきまして、説明申し上げます。

基礎的電気通信役務の対象として、新たに追加する光IP電話の役務は、端的に申し上げますと、その基本料金の額が、適格電気通信事業者が提供する加入電話の提供区域の局級区分に応じた事務用・住宅用区分を踏まえたプッシュ回線用の基本料金の額を超えないものでございます。現在、適格電気通信事業者たるNTT東西が提供する具体的な加入電話の基本料金の額につきましては、米印2の部分の表に記載したとおりでございますけれども、それぞれの局級区分ごとに、この基本料金の額を超えないで提供される光IP電話のうち、加入電話を提供する事業者により提供されるものが、基礎的電気

通信役務に該当するということになります。

したがいまして、例えば回線数が40万以上の3級局の存在するエリアにおきましては、住宅用の場合には1,700円以下、事務用の場合には2,500円以下の月額基本料金で提供される光IP電話であれば、基礎的電気通信役務に該当し得ることになります。なお、改正後の省令の施行日につきましては、公布の日としております。

次に、4ページ以下をごらんください。こちらの下段が省令の現行条文で、上段がその改正案となっておりまして、下線部、ちょうど5ページから6ページにかけての部分でございますが、これが改正箇所となっております。5ページの下段に記載しておりますとおり、現在は、電気通信事業法施行規則14条3号イの(1)に、その基本料金の額が、適格電気通信事業者により提供される加入電話の月額住宅用基本料金の額の最高額を超えないものが、基礎的電気通信役務に該当するものとして規定されております。改正後の条文ではこれを14条3号イの(1)の(イ)として独立させて規定しつつ、新たに(ロ)の類型を追加いたしまして、その基本料金の額が、適格電気通信事業者により提供される加入電話の提供区域の局級区分に応じた事務用・住宅用区分のプッシュ回線用基本料金の額を超えないものという類型を追加することとしております。

以上が、今般の省令改正の背景及び内容でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○東海部会長 ありがとうございました。

45-1の資料でご説明をいただいたわけでございますが、どうぞ、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言ください。

よろしゅうございましょうか。

特にございませんようでございましたら、本件につきましては、当審議会の議事規則 第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表する ほか、インターネット等に掲載するなどいたしまして公告し、広く意見の募集を行うこ ととさせていただきます。本件に関する意見招請は6月6日、木曜日までといたします。 また、提出された意見を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において、調査、検討を いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いま すが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○東海部会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにいたしまして決定することといたします。ありがとうございました。

次に、諮問第3057号、接続料規則の一部改正について審議をいたします。総務省からまずご説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長 それでは、お手元、資料45-2をごらんいただければと思います。本件諮問は接続料規則の一部改正を行うものでございます。

まずページをおめくりいただきまして、3ページ目をごらんいただければと思います。接続料規則の一部改正についてと記しているものでございます。接続料規則につきましては、機能ごとの適正な原価の算定方法等を定めているものでございますが、今回の改正の内容は大きく2つございます。1点目は機能ごとの適正な接続料を算定する、その一部機能の削除を行うものでございます。2点目は、ある1つの機能に係る、接続料の算定方法の例外を定めるものでございます。

順を追ってご説明申し上げたいと思います。 I の主な改正の概要をごらんいただければと存じます。まず(1)でございますが、地域 I P網の中継局接続機能のアンバンドル機能からの削除に関する事項でございます。NTT東西におきましては、コア網のマイグレーションが進んでおりまして、順次、地域 I P網からNGN (Next Generation Network、次世代ネットワーク)への移行を行っているところでございます。

下の※印をごらんいただければと存じますが、NTT東西は平成23年度からNGNに新たな収容ルータを設置し、従来、地域IP網の収容ルータに収容していた回線について、収容替えを行っており、一部サービスを除きまして、平成24年度末までに移行が完了したところでございます。こうした移行によりまして、地域IP網の中継局接続機能は、NGNの中継局接続機能に移行されたところでございます。これに伴いまして、地域IP網の中継局接続機能は、あらかじめ細分化して接続料を求めるアンバンドル機能として、不要となりましたため、関係規定を削除するものでございます。

また、この機能の削除に伴います調整額の扱いにつきましては、以下のとおり、手当てをするということとしてございます。平成26年度のNGNの中継局接続機能に係る接続料について、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、NGNの中継局接続機能の接続料に係る、接続約款の変更認可申請を行った日、または平成25年12月末のいずれか遅い日において、当該機能、NGNの中継局接続機能でございますが、それを新たに利用する電気通信事業者が存在せず、他の電気通信事業者が当該機能を利

用する旨の接続の請求を行っていない場合には、平成26年度における、NGNの中継局接続機能に係る接続料原価に、改正前の地域IP網の中継局接続機能に係る調整額を加えまして算定することができるよう、改正省令の附則において規定するものでございます。

なお、平成25年度の接続料につきましては、以下のとおり、接続料規則の規定によらないことができるとする、同規則第3条のただし書に基づきまして、許可申請が行われたところでございます。具体的には、地域IP網に係る中継局接続機能について、接続約款から関連する規定を削除すること、及び当該機能に係る平成25年度の調整額相当額を、NGNの中継局接続機能に係る接続料原価に加えて、接続料を算定することにつきまして、申請が行われたところでございます。

これらの申請につきましては、以下の2つの事情に鑑みまして、許可を行ったところでございます。すなわち、地域IP網の接続機能のNGNの接続機能への移行に伴い、地域IP網の中継局接続機能の利用がなくなること、また、地域IP網の接続事業者はNGNの接続事業者に移行し、地域IP網とNGNの中継局接続機能について、実質的に利用する接続事業者に変わりがないことによるものでございます。今回の省令改正につきましては、それと同様の内容を省令上、規定するというものでございます。

続きまして、2点目でございます。FTTR(Fiber To The Remote terminal)に係ります、下部端末回線のアンバンドル機能に係る接続料設定の例外についてでございます。FTTRと申しますのは、NTT東西の局舎からき線点付近まで、いわゆる上部区間につきましては、光ファイバ回線で、き線点付近から利用者宅まで、下部区間につきましては、メタル回線で提供するブロードバンドサービスでございまして、この下部区間の接続料設定についての規定に関するものでございます。特別帯域透過端末回線伝送機能、今、申し上げましたFTTRに係る下部端末回線についてでございますが、平成22年度に回線数がゼロとなって以降、利用実績がなく、需要がゼロとなっております。

このことから、接続料規則第17条の2第3項に規定された方法、すなわちFTTRに係る下部区間のメタル設備に係る総コストを、その回線総数で除して得る方法でございますけれども、これに基づいて、需要を分母として接続料を算定するということができない状況となってございます。この特別帯域透過端末回線伝送機能につきましては、メタル設備のみを用いて提供される機能の一部でございますので、実際の需要がなくとも、き線点付近から利用者宅まで、下部区間のメタル設備に係る費用を特に算出いたし

まして、接続料を設定することが可能でございます。また当該機能は、過疎地等でのブロードバンドサービス提供手段としての役割も、期待し得るものでございまして、当該機能について、現時点で利用実績がないことをもって、今後も当該機能の利用見込みがないとまでは言えない状況でございます。

このため、当該機能に係る回線数がゼロである場合には、メタル設備のみを用いる加入者回線の下部区間に係る費用を、メタル設備のみを用いる加入者回線の回線数で除すことによりまして、当該機能に係る接続料を設定するものとする規定を追加するものでございます。

なお、(1) と同様に、平成25年度接続料の認可申請の際には、NTT東西より、接続料規則第3条ただし書に基づき、同機能について、メタル設備のみを用いる加入者回線の下部区間に係る費用を、メタル設備のみを用いる加入者回線の回線数で除すことによりまして、接続料を設定する旨の申請が行われており、総務省において、許可を行ったところでございます。今回の省令改正につきましては、それと同様の内容を省令上、規定しようとするものでございます。これにつきましては、施行日は公布の日とすることとしてございます。

説明は以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございました。

45-2の資料でご説明いただきました。それではどうぞ、ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。

特にございませんでしょうか。

それでは本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、 諮問された内容を、本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、 規定どおり2回実施することといたしまして、1回目の意見招請期間は6月6日、木曜 日までといたします。また、提出されました意見を踏まえ、2回目の意見招請を行ってから接続委員会において、調査、検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○東海部会長 ありがとうございました。よろしければ、その旨、決定することといた します。 以上で、本日の審議は終了でございます。皆様から何かございますでしょうか。 事務局からはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途、確定になり次第、事務局からご連絡をさせていただきます。以上で閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会